

平成28年6月一般質問(28年6月6日)

1. 公共施設再配置第1次プロジェクトの進め方について

- (1)3月 10 日から4月 10 日にかけて行われた優先交渉権者による市民説明会と、4月 11 日以降に行われた市による市民説明会は何回行われ、参加者数はどれだけですか。また、どのような意見がありましたか。
- (2)要求水準と優先交渉権者の提案との相違はどのようにですか。
- (3)優先交渉権者から出された提案に対して、5月の仮契約までに行われた調整や変更の内容はどのようにですか。
- (4)優先交渉権者から出された提案に対して、調整や変更により事業費はどの程度変わりましたか。
- (5)市民に、より理解してもらうため、そして協働のまちづくりのため、さらに情報提供により透明性のある行政に努めるために、今後どのように進めますか。

2. 大規模地震対策について

- (1)東日本大震災や熊本地震から得た教訓はどのようにですか。また、その教訓を生かして、今後、発生の確率が高いと言われています南海トラフ巨大地震の対策をどのように考えていますか。
- (2)災害リスクなどの情報提供の必要性を、どのように認識していますか。また、市民とともに進める災害に強い安全・安心なまちづくりを、どのように考えていますか。
- (3)被災地への災害ボランティアをどのように考え、行政としての役割をどのように捉えていますか。

3. 消防署佐久島分遣所の対応について

- (1)観光客の多い時期に、安全・安心確保のために職員を増員する考えはありませんか。また、宿泊客の多い夏期には夜間も常駐する考えはありませんか。

(渡辺信行) 西政クラブの渡辺信行です。ただいまより一般質問を行います。

議題1 公共施設再配置第1次プロジェクトの進め方について。

この問題は、市政を揺るがす大きな問題となりました。3月議会で債務負担行為の議案が提出されましたが、賛否両論あり、修正案まで提出され、原案賛成が 18 人、修正案賛成が8人となりました。原案が可決されたものの、原案に賛成されなかつた議員が9人いたということは重く受けとめなければなりません。私が想像するのに、この9人はPFI方式そのものに賛成できない人、PFI方式には反対ではないが、PFIの内容に問題があるとしてみえる人、さらに事業内容に問題があるとしてみえる人たちだと思います。結果として原案が可決されましたので、後は契約に向けての内容が問題視されるものであります。そして、市民を含めて異論が出ていますので、あくまでも結果が問われる事業であります。

この事業の経緯を振り返ってみると、公共施設の新たなマネジメントの基本方針として、西尾市公共施設再配置基本計画が平成 23 年度に策定され、これに基づき、具体的な再配置プランなどをまとめた西尾市公共施設再配置実施計画が平成 25 年度に策定されました。平成 26 年度に入り、前半は実施計画に関する市民説明会や市民ワークショップが開催され、後半はPFIの実施方針を策定、公表、そして企業説明及び企業対話をうとともに、年度末に特定事業の選定及び募集要項を公表しております。西尾市が再配置プロジェクトにPFI手法を導入することを正式に決定したのは、PFI法に基づき本事業を特定事業と選定された平成 27 年3月 31

日であります。また、設計額 363 億円の事業を一括して実施することについては、方針として平成 26 年 11 月 29 日に公表された実施方針であり、決まったのは、予定価格とあわせて事業を一括して実施することを公表した平成 27 年 3 月 31 日の特定事業の選定時であります。そして、平成 27 年 12 月に企画提案書の提出を受けて、平成 28 年 1 月末に優先交渉権者の決定に至っております。それから 4 カ月が過ぎ、これだけ問題になっている現在であります。今までの経緯から考えますと、PFI 方式や事業内容等について、もっと以前から議会、市民を含めて深く協議すべきだったと反省する点もあると思います。異論については、4 月になってからも動きが出ております。4 月 13 日には、市内の建設業 65 社で構成されている西尾市建設業災害防止協会から全面見直しの意見書が、西尾市長と市議会議長あてに提出されました。本来であれば、公共施設再配置事業にかかわるべき業者が参加できないとしております。協会の考えを 7 点にまとめられ、一度原点に戻って見直し、市民の理解の上に成功することを望んでいいると締められていました。

また、4 月 23 日に開催しました議会報告会の意見交換会でも、今回の PFI 方式が取り上げられました。事前に受け付けました質問者は 5 人であります。5 人とも PFI について質問され、関心の高さがうかがえます。さらに、5 月 22 日には見直しを求める市民集会が開催され、その際の決議文が 5 月 31 日に市長に提出されました。市民集会に西尾市職員組合が入っており、委員長の言葉に多くの職員が疑問を持っているとして白紙撤回を求めております。職員で組織されている組合が公の場で、明るい未来が見出せないと発言しているということは、職員の間にも、市長がよく言葉にされる全員野球、オール西尾になつていないように思います。

そのほかにも、議員の自宅に何回も反対の電話がかかっておりますし、反対要請のはがきが何通も届いております。私が耳にする市民の意見として、PFI 方式が本当によい方法なのか疑問であるとか、西尾市で初めて取り組むのに規模が大きすぎるとか、契約金額が多額で、契約期間も長期であるので不安であるなどの意見であります。また、意見書を出された西尾市建設業災害防止協会としては従来の直接発注を望んでおり、地元業者の育成面も配慮してほしいというものであります。仮契約を締結した現在、私が重要視しなければならないと思っているのは、契約事業内容であります。3 月議会の一般質問でも述べましたが、施設の必要性、規模を含めた内容、それと効率的事業費であります。また、事業の内容に市民の意見がどれだけ反映されているのか、さらに今までの反省点をどう生かされているのか、今後、どう生かされるのかであります。そこで、これらについて質問いたします。

質問要旨(1)3 月 10 日から 4 月 10 日にかけて行われた優先交渉権者による市民説明会と、4 月 11 日以降に行われた市による市民説明会は何回行われ、参加者数はどれだけですか。また、どのような意見がありましたか。

(資産経営戦略局長) 初めに実績であります。3 月 10 日から 4 月 10 日にかけて行われました優先交渉権者によります市民説明会につきましては、全 13 回で、延べ 219 人の参加がありました。また、4 月 11 日以降に行われた市による市民説明会につきましては、5 月末現在で全 8 回で、延べ 191 人の参加がございました。

次に意見であります。長期契約や一括性能発注が可能となる公共事業の手法であります P

FIに対する質問や疑問の声をいただき、説明をさせていただきました。また、施設の利用者からは、施設の設計や運営方法に対する要望やスポーツ施設の利用種目に対する要望など、建設的な意見もいただいております。

なお、市では、契約後も市民の皆様の意見、要望をお聞きしながら事業を進めてまいります。

(渡辺信行) 陳情や意見書が提出されていますし、市民集会も開かれているので、私は、もっと多くの申し出があるのかと思っていました。想像していたよりも意外と少なかったように思います。意見は人それぞれ異なりますが、市民の思いを知ることができましたし、また今後進める上で、その意見が生かせるということで開催した価値はあったと思います。

1点、再質問します。開催された地区は、どのようにでした。また、差し支えのない範囲で結構ですが、申し込みされたのはどのような団体ですか。

(資産経営戦略局長) 平成28年5月末までの集計であります、開催された地区につきましては、全21回のうち西尾地区が9回、一色地区が6回、吉良地区が5回、幡豆地区が1回でございます。

申し込みされました団体につきましては、各地区の町内会、施設利用団体及び市民活動グループが主なものでございます。

(渡辺信行) 次に優先交渉権者、現在は仮契約の相手方になりますが、その相手方との調整内容や協議内容についてお聞きします。

なお、議案第58号の上程とともに参考資料が提出されましたし、議案の質疑応答で前田議員が19項目、再質問を含めて多くの質問をされました。鈴木議員も契約内容など、詳細にわたくして質問されました。また、一昨日は全員協議会が開催され、事業概要と契約内容についての説明、質疑応答がありました。同趣旨ですが、通告に従い質問させていただきます。それと、一般質問の提出の際には、これだけの資料がありませんでしたので、多くの再質問を考えておりましたが、議案第58号の審議や全員協議会で明らかになった部分がありますし、私の後にも多くの質問を通告してみえる議員がみえますので、予定していました再質問は取りやめて簡潔に質問することにします。

質問要旨(2)要求水準と優先交渉権者の提案との相違はどのようにですか。

(資産経営戦略局長) 本事業は性能発注方式でありますので、基本的には要求水準を満たした企画提案には民間ならではのノウハウが加えられています。例えば、吉良地区に建設される、仮称きら市民交流センターのアリーナ棟の周辺には、スロープで上がることのできる屋外広場を設けたり、吉良中学校の教室は廊下側を全面建具にして、廊下も含めた大きなスペースとして多用途に使えるようにするなどのアイデアであります。しかし、その中でも相違とも言える大きな違いを挙げるとすれば、行政では着想できないような付加価値が追加された代替案であります。

す。具体的には、官民協働型温水プール、(仮称)きらスポーツドーム、6次産業化による学校給食センター、エクストリームパークなどあります。これらは、いずれも従来のハコモノ行政では創造できなかった新しい官民連携による公共空間であると考えております。

(渡辺信行) 続いて、質問要旨(3)優先交渉権者から出された提案に対して、5月の仮契約までに行われた調整や変更の内容はどのようですか。

(副市長) 優先交渉権者から出された提案に対しまして、5月の仮契約までに行われた交渉協議によりまして、事業範囲及び契約期間を確定することができました。具体的には、まず建設場所や運営形態など、さらに検討が必要な一色給食センターとエクストリームパークは一旦、今回の事業契約から外し、より効果の高い実現性を求めて調査分析や協議を継続することといたしました。

次に、市議会の皆様などからも、30年間という長期契約に対するご心配の声をいただいておりましたので、新築施設に係る運営・維持管理業務については当初の予定どおり30年間といたしますが、新築施設に係る修繕・備品更新業務、既存施設に係る運営・維持管理業務及び160施設の包括マネジメント業務につきましては、契約締結日から平成43年3月31日までの15年間といたしました。

以上でございます。

(渡辺信行) 続いて、質問要旨(4)優先交渉権者から出された提案に対して、調整や変更により事業費はどの程度変わりましたか。

(資産経営戦略局長) 先ほど答弁いたしました優先交渉権者との交渉協議により事業範囲を確定した結果、応札金額の326億9,500万円から198億7,945万4,086円となり、128億円強の減額となりました。

なお、今回の契約から一旦外しました給食センターとエクストリームパークにつきましては、引き続き協議を行い、事業が確定しましたら、改めて変更契約議案として議会の審議をお願いすることになります。

(渡辺信行) 事業内容は、契約をしても最終確定ではなく、これをもとに関係課との協議及び市民ニーズを踏まえて実施設計や運営計画を完成していくとされておりますが、何といっても市民の理解は重要なことであります。現在の情報提供では、市民の不安を払拭するだけの内容になっていないと思います。PFI方式が、契約前に提案内容を明らかにできないということは言われておりますが、透明性は必要なことであります。まちづくりで市民の理解や協力を得るためには、市民に、より多くの情報提供をして、透明性のある行政に努めなければなりません。

質問要旨(5)市民に、より理解してもらうため、そして協働のまちづくりのため、さらに情報提供により透明性のある行政に努めるために、今後どのように進めますか。

(副市長) 西尾市が新たに導入いたしました官民連携手法については、地方自治法中心の従来の公共事業の手法と異なり、官と民が民法上の対等な立場で事業契約を締結するものであります。このため、どうしても公表できない情報がこれまで少なからずございました。その点については、ご理解をお願いしたいと思います。本来、PFI事業では、対象施設の設計や運営計画を本格的に作成していくのは契約締結後になります。

したがいまして、通常のPFIでは契約後に事業説明を始めていくものであります。西尾市では契約の前からそうした機会をできるだけ多く設けてまいりました。そして契約後は、市と特別目的会社が一体となりまして市民の皆様に対して可能な限り情報を提供し、ご意見を伺う機会を設けていきたいと考えております。そして市民の皆様に喜んでいただける、よりよい事業となるように今後も努めてまいります。

以上です。

(渡辺信行) 多くの異論が出ておりますし、今回の契約は弁護士を入れてセカンドオピニオン業務までするなど複雑なものになっています。行政が責任を持って進めるといつてもリスク問題など、市民には本当に見えない理解の難しいものであります。引き続き説明を十分にして、多くの市民の理解や協力が得られるように進めさせていただきたいと思います。

再質問します。説明の中での言葉ですが、多くの専門略語が使われています。一般市民から、PFIとは何のことですか、どういう意味ですかと聞かれます。ほかにも多くあります。拾ってみましら、PPP、LCC、SPC、BTO、BOT、BOO、RO、VFM、CSF、SLA、KPIなど専門略語が使われています。今、議場に多くの部次長がみえますが、この言葉を説明できる人が何人みえるでしょうか。どなたかに聞いてみましょうか。用語の説明は一般質問に適しませんのでお聞きしませんが、私は、一般市民にわかりやすい言葉を使うべきだと思います。言葉がわからなくては、PFI手法を理解するのは難しいと思います。PPPなら官民連携、LCCならライフサイクルコストまたは建物の建設や維持管理、SPCなら特別目的会社または契約事業者、SLAならサービス基準合意書でいいと思います。失礼とは思いますが、お年を召された方を初め、わからない市民が多いと思います。どうでしょうか。

資産経営戦略局長にお聞きします。市民に、より理解してもらうために専門略語を使わず、わかりやすい言葉を使うべきだと思いますが、どのように考えていますか。

(資産経営戦略局長) PFI事業につきましては、イギリスで生まれた制度ということもあり、横文字の専門略語が多く使われております。議員のご指摘はもっともだと思います。ただ、BTO、BOTなど日本語に訳しづらい用語もありますが、市民に、より理解していただくためにわかりやすい言葉を使うよう心がけてまいります。

(渡辺信行) 言葉一つとっても、市民目線で対応していただきたいと思います。

この議題最後にもう1点、質問します。今回の契約は従来の計画とは異なり、大変複雑な内容となっています。これらの内容を理事者側、議会、そして市民も含めて、どれだけ理解されているのか疑問であります。議案を審議する議員も、不信感を持ってみえる人が少なくありません。

そこで、契約を破棄するのではなく、理解を深めるため、より調整を図るために契約時期を延ばす考えはありませんか。

(副市長) 今回の契約書につきましては、双方の弁護士も含めて細部にわたりチェックを行いました。さきの全員協議会では、セカンドオピニオンの水野弁護士からも、市にとって不利な内容とはなっていないとのお墨つきをいただきました。市といたしましては、どこに出しても恥ずかしくない契約内容になっているものと認識しております。市民の皆様からは、これまでさまざまご意見をちょうだいしております。事業範囲の変更など、その声を反映してまいりました。

今後におきましても、事業者や関係各課と連携のもと、ワークショップを開催するなどにより、市民ニーズをしっかりと把握し、これから作成してまいります実施設計や運営計画に市民のご意見を反映させてまいりたいと考えます。契約後は、より多くの情報提供が可能となりますので、市民の皆様のご理解が得られるように努めてまいります。

契約の時期につきましては、以上のことから予定どおり進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

(渡辺信行) この事業に対して、いろいろと思うところはありますが、よりよい結果に結びつけたいという思いで質問しております。答弁にもありましたが、契約しても最終確定ではなく、これをもとに関係課との協議及び市民ニーズを踏まえて、実施設計や運営計画を完成していくということありますので、これから進め方に注意していきたいと思っております。

この事業は、PFI手法がよいのか悪いのかの問題を含めて市民への説明不足から始まっています。市長は拙速ではないとされ、政治生命をかけて取り組んでいる事業であると言われています。市政運営のスローガンにあります「協働」のまちづくりのためにも最大の努力をしていただくことを期待しまして、議題1を終わります。

(資産経営戦略局長) 先ほど、質問要旨(4)でお答えしました金額が間違っておりますので訂正をさせていただきたいと思います。

質問要旨(4)の応札金額の額でございますが、326億9,500万円から198億7,945万4,086円というふうに申し上げましたが、198億7,945万4,000円でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

(渡辺信行) 議題2 大規模地震対策について。

記憶に残る大震災として、1995年1月に発生しました阪神・淡路大震災は多くの死者、負傷者とともに建物など甚大な被害が出ました。21年が経過しましたが、火災がまちを包んだ映像が思い出されます。それから16年後の2011年3月には東日本大震災が発生しました。津波により人的被害も多く、まちが流され住む場所を失った未曾有の大震災がありました。また、福島第一電力発電所事故も重なり、5年が経過する現在も復興のめどが立たない災害であり、防災に対する私たちの意識を根底から覆す衝撃的な出来事がありました。そして、今年の4月には熊本地震が発生しました。人的、建物などの被害のほかに余震が続き、住民にとっては不安とともに普通の生活ができない日々となっています。発生から1カ月半になる今も、恐怖心や心労が被災者も行政も重くのしかかっています。被災地のことを考えますと胸が痛みますし、いつ我が身になるかわかりませんので、防災対策は真剣に取り組んでいかなければならない課題であります。

同じ地震災害であっても、発生場所や地震の規模などにより被害はさまざまあります。日本には2,000以上の活断層があり、いつでも、どこでも強大な地震は起こります。地震の発生を防ぐことはできませんが、地震の発生前、発生後とも被害を減らすことは国民の努力により道を開くことができると思います。当地域も東海地震、東南海地震、南海地震が懸念されていますし、南海トラフ巨大地震は今後30年の発生確率が70%とされています。歴史的な知見、科学的な知見により防災対策を推進しなければなりません。西尾市としましても、予算編成で防災・減災対策を最重点施策と位置づけ、災害に強いまちづくりを目指すとされています。今年度の施政方針には、一時避難所の整備や海岸堤防の耐震化、防災行政無線の整備など示されていますが、災害の備えとしては、まだまだ先の長い事業であります。過去の一般質問を見ましても、多くの議員が質問や提言をしてみえます。私も過去に、森の防潮堤やインフラ整備、医療救護所などについて質問をいたしました。防災対策は予算も多くかかり、簡単にできることではありませんが、着実に進めなければなりません。予測のできない災害に立ち向かう事業でありますので難しいとは思いますが、市民が安心して暮らせるまちにしなければなりません。そして、有事の際には自助、共助、公助が重要でありますので、まずは市民の防災意識の高揚を図り、みずからの命を守ることが大切であります。ともすれば、被災しなかった地域の人は地震を「人ごと」と思いがちでありますが、「我がこと」と考えて地震対策に取り組むことが必要であります。

それでは質問に入りますが、今回は、総体的な考え方をお聞きしたく、1つ1つの事業を捉えず質問要旨を絞りました。

なお、一般質問の初日に大塚議員と永山議員の質問で答弁してみえますが、議長の言葉に、答弁者にあっては明瞭に答弁してくださいとありましたので、よろしくお願いします。

質問要旨(1)東日本大震災や熊本地震から得た教訓はどのようにですか。また、その教訓を生かして、今後、発生の確率が高いと言われています南海トラフ巨大地震の対策をどのように考えていますか。

なお、東日本大震災の教訓については津波対策ということで、今までにも議論されていますが、熊本地震と絡めて新たに得たものがありましたら示していただきたいと思います。

（危機管理局長） ご指摘の2つの地震で得た教訓から南海トラフ地震の対策についての考え方を、総合的かつ明瞭にご回答させていただきます。

海溝型の東日本大震災に対しまして、熊本地震では活断層による内陸型地震であったため、その被災状況にも違いが見られます。東日本大地震では、津波により多くの人命が失われたことから、津波対策や避難に対する教えなどを教訓としているところであります。今回の熊本地震の教訓を新たに加えて、南海トラフ地震などへの備えを講じてまいりたいと考えております。

活断層による熊本地震から学ぶべきは、まず当地域にも活断層があり、いつ起きるかわからないリスクが存在していることを認識すること。さらに熊本地震では、これまでの常識を超えた2回の大きな地震によって、建物倒壊や地すべりの土砂災害により多くの方が犠牲になりました。このように地震が連鎖して発生し得ることから、これらを想定した防災・減災対策、避難者への対応策が必要になります。具体的に、その主なものといたしまして、第1に耐震化の推進や家具の転倒防止対策の重要性。第2に、避難者と車中泊の増加が見込まれることから、新たな避難所や車中泊用地の確保に加え、エコノミークラス症候群対策等を行うこと。第3に、支援物資が被災者の手元に届かなかつたことから、物資集積拠点の分散化や備蓄方法の再検討、さらに緊急輸送道路の確保や情報伝達の仕組みを構築すること。第4に、福祉避難所を含めた避難所の運営を見直すこと。最後に、行政と住民の態勢として、行政側における応急危険度判定や罹災証明発行事務などの迅速かつ適切な対応を行うこと、また住民側においては、自治組織やボランティア団体等による災害時に、きめ細かな対応がとれるような地域力を持つことなどが挙げられます。

これらの教訓を生かした地域防災計画の見直しや業務継続計画BCPの策定、各種実働訓練の実施などを進めるとともに、地域に出向き自助、共助が図られるように防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

（渡辺信行） 明瞭に答えていただき、ありがとうございました。防災計画の見直しについても、防災訓練についても実効性のあるものにしていただきたいと思います。

次に、熊本地震の被害場所を考えてみると、地震を引き起こした活断層の近くに被害が集中しています。地震は活断層だけが災害リスクではなく、軟弱地盤や急傾斜地、洪水や津波の危険性などさまざまなリスクがありますが、家を建てる際に安全な場所を選ぶことも災害リスクを大幅に減少することになります。このことは、被害を少なくする上で大きな問題であると感じました。簡単に言いますと、活断層付近に建物をつくらないようにすることによって被害が少なくなるということです。そのためには行政として、活断層や土砂災害、洪水や津波などにかかる土地のリスク情報をわかりやすく開示すること、行政が積極的に危険情報を出して、リスクの低いところへ市民を誘導するなどの環境をつくることが大切であると思います。活断層近くで、土地利用の制限などを始めた自治体は既にあります。徳島県では、活断層帯周辺で学校や病院、大規模マンションなどを新築する際、事業者に活断層の調査を義務づける条例を施行していますし、兵庫県西宮市では、活断層の影響を受けるおそれのある場所では地質調査を義務づけています。神奈川県横須賀市では、活断層上に建物はつくらず、公園や駐車場としているケースもあります。

このように、活断層一つ考えても対処すべきことがあり、防災・減災対策は幅広く奥の深い事業であると認識させられました。防災対策は、最初から100%の安全を目指すことは難しいと思いますので、短期的にできること、中長期的に考えることと分けて進めなければならないと思います。市民も同じように直ぐにできる家具の固定、古い木造建築の耐震診断や耐震補強を行い、長期的には地質条件を考えて住む場所を選択することが望ましいと思います。

質問要旨(2)であります、本当に当地域に災害が発生したら大変なことであります。市民の危機管理意識はまだ低く、大丈夫だろうと思ってみえる市民が大方でありますし、時の経過とともに記憶や関心が薄れていくことも指摘されています。市民が、みずから防災・減災対策に取り組むことが大切であります、情報の収集など限度もあります。

そこで、行政としての責任のもとに積極的にいろいろな情報を提供して、市民とともに災害に強い安全・安心なまちづくりを目指していく必要があります。今後、具体的にどのように進めていく考えかお聞きします。

質問要旨(2)災害リスクなどの情報提供の必要性を、どのように認識していますか。また、市民とともに進める災害に強い安全・安心なまちづくりを、どのように考えていますか。

(危機管理局長) 議員ご指摘のとおり、災害リスクを少しでも回避するために自分の住む地域を知ることは大変重要であります、そのための情報提供の必要性は十分に認識をしております。本市では、これまでに地震・津波ハザードマップを全戸配布するとともに、各小学校区単位に地図を添えてまとめた地区別防災カルテを作成し、地区別にその内容を説明しております。地区別防災カルテには、大雨、洪水、土砂被害、地震被害、津波被害の予想図とともに地域の概要から災害発生要因、想定されるリスクや危険度など、地域の特性や課題がわかる詳細な分析結果をまとめておりまして、各校区連絡協議会の場などで説明を行い、当カルテを各自主防災会にもそれぞれ配布しております。しかしながら、当カルテには活断層による地震は想定されておりませんでしたので、今後は国や県からの情報をもとに活断層の情報提供に努めてまいります。

災害に強い安全・安心なまちづくりには、地域の特性を十分に理解した上での事前対策が重要であり、地域の課題などを地域の皆様と共有しながら、よりよい対策を考えてまいりたいと思います。

(渡辺信行) 次に、災害時のボランティアについてであります。熊本地震のボランティア参加者について、報道によりますと、5月上旬までの大型連休中は1日当たり3,000人前後が活動していましたが、その後、減少して1,000人を割り込むようになったと言われています。瓦れきの片づけが本格化するなど需要は多様であり、長期的な支援が求められています。ボランティア活動は、自発的とか無償性とか社会性などの原則があって、たやすくできることではありませんが、助け合いの精神は大切であると思います。西尾市は、西尾市ボランティア都市宣言をしております。それぞれの分野で活動をしていただいておりますが、災害ボランティアをどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

私は、希望を含めての思いであります、高校野球が行われると地元から20台、30台と応援

バスが出されます。同じように、災害ボランティアも全国から支援ツアーとしてバスが出される風潮になるといいと思います。西尾市から熊本までは距離がありますが、20台ぐらい出して支援してみてはどうでしょうか。行くのは大変ですが、被災地はもっと大変ありますので、積極的に取り組む西尾市であってほしいと思います。

質問要旨(3)被災地への災害ボランティアをどのように考え、行政としての役割をどのように捉えていますか。

(地域振興部次長) 災害ボランティアにつきましては、ボランティア本人の自発的な意思と責任により、被災地で救援物資の仕分けや清掃活動などの生活支援、高齢者や障害者等への介護など、さまざまなニーズに対して活動していただける被災地の復興に欠かせないばかりでなく、被災された方に勇気と希望を持っていただける重要な存在であると認識をしております。

また、行政の役割ですが、ボランティアセンターなどを通じて、災害時にボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人を結びつけることであると認識をしております。熊本地震は、南海トラフ巨大地震による大きな被害が懸念をされております当市としましては、決して他人事ではありません。現在、被災地のニーズや被災自治体からの要請に注視し、社会福祉協議会、協力団体と連携し、ボランティアバスも含めまして、ボランティアの派遣について検討しているところであります。議員のおっしゃられましたとおり、災害時での助け合いの精神は大切であります。いつのときも、被災地の身になって考えられる西尾市でありたいと思っております。

(渡辺信行) ボランティアは自発的な活動であり、義務でも強制でもありませんが、困っている人を助けるという精神を大切にする社会であってほしいと思います。行政として、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、お互いに助け合う気持ちを持っていただくことにより、誰もが安心して暮らせる平和な社会をつくるための対策に取り組んでいただきたいと思います。

いつもおかしくないと言われています巨大地震であります。内閣府や愛知県などから地震に関する被害想定や対策計画など、さまざまな情報が示されていますが、実効性となると、まだまだ進んでいないのが現実であります。いかにして災害から市民の命と財産を守っていくのか、行政に課せられた課題には大きなものがあります。地震が発生するたびに行政の対応、避難者の生活、復興支援など次々と課題が生まれてきています。大規模地震については、予防対策をまずは充実していくこと、そして同じように発災時の災害応急対策、災害復旧・復興対策までの防災対策を充実、強化しなければなりません。被災者の生活環境対策、ライフライン、インフラの早期復旧策、災害ボランティアや民間企業の役割と連携、災害廃棄物対策など広範囲にわたります。しかし、このような事項が市民に見えていないように思います。阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震を思い浮かべ、今後、発生し得る災害に対し、万全に備える対策を充実されることを願って議題2を終わります。

次に、議題3 消防署佐久島分遣所の対応について質問いたします。

今年度から、佐久島に消防署の分遣所が開所されました。防災活動を含め、病気やけが人などの対応に貢献されるものと思います。人口250人の小さな島ではありますが、年間に多くの

観光客が訪れるということで島民にとっても不安解消になりますし、観光客にとっても安心できる観光地になると思います。

観光客の推移を調べてみたら、過去 20 年の間で最も少なかったのが平成 16 年度の3万 6,000 人台でありまして、その後、年々増加し、平成 23 年度から 26 年度は7万人台、そして 27 年度は 10 万人を超えております。分遣所の開所は、島の安全確保の新たな一歩として今後の成果を見守りたいと思います。

そこで、次のステップとして、観光客の多い時期での夜間を含めた対応についてお聞きします。

観光客の多い月は5月、8月、9月であり、最も多いのは8月となっています。渡船もピストン運行するほどと聞いております。観光客が集中する時期の対応は、現員で対応できるのか。また、現在の業務時間が午前8時 30 分から午後5時 15 分ということで昼間は問題ないと思いますが、宿泊客の多い時期の夜間対応は常駐しなくてよいのかお聞きします。

私は、夏期の期間だけでも24 時間体制にして、より安心できる観光地にしてもよいと思います。救急輸送患者数は毎年 20 人前後で推移していますが、平成 27 年は負傷や急性アルコール中毒など 21 人搬送し、うちドクターヘリが3人ということあります。大事に至ったケースはないというもの、救命知識を持った職員が常駐していれば安心であります。また、台風の襲来時期でもあります。現在、配属されている2人体制の4人については再任用の短期でありますので、今後も再任用での消防職員の活用も含めて考えていただきたいと思います。

質問要旨(1)観光客の多い時期に、安全・安心確保のために職員を増員する考えはありますか。また、宿泊客の多い夏期には夜間も常駐する考えはありませんか。

(消防署長) 議員のおっしゃられるとおり、8月を中心に多くの観光客が訪れている中で、過去には飲酒した観光客が高所から転落する事故等も発生していることから、観光客自身の安全のためにも、マナーやモラルを守っていただくことは大切であると考えます。中でも夏場の土曜、日曜、祝日には子ども連れの海水浴客も増加するため、土日、祝日には分遣所職員に救急救命士1名を加えた3名体制で救急事案に対応してまいります。

なお、夜間の常駐につきましては、本年4月1日に佐久島分遣所を開所し、職員2名が昼間常駐を開始したところでもあり、現時点では考えておりませんが、今後の救急需要の動向を見つめ判断してまいりたいと考えております。

(渡辺信行) 今の答弁を聞きますと、夏場の土曜日、日曜日、祝日は増員されるということで、多くの観光客が訪れる対応としてよいことだと思います。夜間も心配しての質問でありましたが、今後の状況等を見て適切に対応していただきたいと思います。

1点、再質問します。佐久島に訪れる人は、8月に次いで5月が多くなっています。8月と5月では宿泊数も異なりますし、海水浴シーズンではありませんので様子が全く違いますが、今年の5月の対応はどのようにでしたか、何か問題点などありましたらお聞きします。

(消防署長) 5月の出動については、1日に島民の80歳代女性の急病事案を定期船で、27日には、同じく島民の80歳代男性の負傷事案を海上タクシーで一色渡船場まで搬送し、救急隊に引き継いだ事案の2件がございました。いずれの場合も、分遣所職員が一色の渡船場まで傷病者に付き添っており、特に1日の事案につきましては分遣所職員が現場に出動して傷病者に接触、観察を行っております。それ以外には、ゴールデンウィーク中も含め119番通報はございませんでした。

また、問題点については特にありませんが、ゴールデンウィーク中には多数のレンタルサイクル、歩行者が道路にあふれ、交通事故が心配をされました。

以上でございます。

(渡辺信行) 島民の出動はあったものの観光客の対応はなかったということで、夏期以外は問題ないと受け取りました。佐久島は、これから観光の本格シーズンを迎えますので、島民にとりましても、観光客にとりましても安全で安心な島になるよう努めていただきたいと思います。佐久島の近くには篠島、日間賀島があります。観光地としての規模等、異なりますが、2つの島は倍以上の20万以上の観光客が訪れています。佐久島の観光地としての、さらなる発展を願つて一般質問を終わります。ありがとうございました。
